

「県民の日」に係る各県の条例一覧

No	都道県名	制定日	名称	目的等	期日等	事業等	協力 依頼	使用料 免除等
1	北海道	平成29年3月31日	北海道みんなの日条例	○	○	○	○	○
2	秋田県	要綱(S40)						
3	福島県	平成9年7月11日	福島県民の日条例	○	○	○	○	○
4	茨城県	昭和43年3月30日	県民の日を定める条例	○	○	○	○	
5	栃木県	昭和60年9月30日	栃木県県民の日に関する条例	○	○	○		○
6	群馬県	昭和60年3月30日	群馬県民の日を定める条例	○	○	○	○	○
7	埼玉県	昭和46年10月15日	県民の日を定める条例	○	○	○	○	○
8	千葉県	昭和59年3月26日	県民の日を定める条例	○	○	○		○
9	東京都	昭和27年9月27日	都民の日条例	○	○	○		○
10	富山県	平成25年3月27日	県民ふるさとの日を定める条例	○	○	○	○	○
11	福井県	昭和57年3月23日	ふるさとの日に関する条例	○	○	○	○	
12	山梨県	昭和61年3月26日	県民の日条例	○	○	○	○	○
13	静岡県	平成8年3月28日	静岡県県民の日条例	○	○	○	○	○
14	三重県	昭和51年3月29日	県民の日条例	○	○	○		
15	和歌山県	平成1年7月10日	ふるさと誕生日条例	○	○	○	○	
16	鳥取県	平成10年6月26日	とっとり県民の日条例	○	○	○	○	○
合計				15	15	15	11	11

平成8年以降制定された条例の内容

No	都道県名	目的等	期日等	事業等	協力依頼	使用料の免除等
1	北海道 平成29年3月31日 制定	道民が、縄文文化の歴史、アイヌ民族の歴史、開拓の歴史など北海道のこれまでの歴史、北海道の持つ豊かな自然及び風土並びにこれらの中で培われた北海道の文化、産業等についての理解及び関心を深め、北海道の価値を改めて認識し、道民であることを誇りに思う心を育むことにより、将来にわたり自主及び自立の精神に基づき、一体となってより豊かな北海道を築いていくことを期すとともに、道外において、北海道の価値が、広く認識される契機となることを期する日として北海道みんなの日を設ける。	・北海道みんなの日は、7月17日とする。 ・北海道みんなの日の愛称は、道みんなの日とする。	道は、北海道みんなの日を広く普及させるため、北海道みんなの日を中心として、その趣旨にふさわしい記念行事の開催その他事業(次項及び附則第2項において「記念事業」という。)を行うものとする。	道は、道民及び市町村その他の団体に対し、記念事業を行うよう協力を求めるとともに、道民はもとより、道外に居住する北海道にゆかりのある者などに対し、道、市町村その他の団体等が実施する記念事業に関する情報の提供に努めるものとする。	・知事及び公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下この項において同じ。)に係る指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、北海道みんなの日には、公の施設の使用料及び利用に係る料金(以下この条において「使用料等」という。)であって規則で定めるものについては、当該使用料等に係る他の条例の規定にかかわらず、その納付を免除する。 ・道は、前項の規定に基づきその納付を免除する使用料等について、広く周知を図るよう努めるものとする。
2	福島県 平成9年7月11日 制定	郷土についての理解と関心を深め、ふるさとを愛する心をはぐくみ、自治意識を高めるとともに、県民が心を合わせてより豊かな福島県を築き上げることを期する日として、福島県民の日を設ける。	福島県民の日は、8月21日とする。	県は、福島県民の日を中心として、第一条の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。	・県は、県民及び市町村その他の団体に、福島県民の日を中心として、第一条の趣旨にふさわしい事業を行うよう協力を求めるものとする。 ・県は、前二項の規定により行われる事業について、広く県民に参加を呼びかけるものとする。	県が設置した公の施設の使用料で規則で定めるものについては、当該使用料に係る条例の規定にかかわらず、福島県民の日に限り、これを徴収しない。
3	富山県 平成25年3月27日 制定	県民が、ふるさとの歴史、自然及び風土並びにそれらの中で培われた文化、産業等についての魅力を知り、理解を深め、ふるさとへの愛着を育むとともに、自治の意識を高め、希望と誇りを持つことができる富山県を築き上げることを期する日として、県民ふるさとの日を設ける。	県民ふるさとの日は、5月9日とする。	県は、県民ふるさとの日を中心として、県民ふるさとの日の趣旨にふさわしい記念行事その他の事業を行うものとする。	県は、県民及び市町村その他の団体に対し、県民ふるさとの日の趣旨にふさわしい事業を行うよう協力を求めるものとする。	県民ふるさとの日には、県の公の施設の使用料及び利用に係る料金(以下「使用料等」という。)で知事が特に定めるものについては、当該使用料等に係る他の条例の規定にかかわらず、これを免除する。
4	静岡県 平成8年3月28日 制定	県民が、郷土静岡県についての関心と理解を深め、静岡県を誇りに思う心と県民としての一体感をはぐくみ、より豊かで魅力ある静岡県を築き上げることを期する日として、県民の日を設ける。	県民の日は、8月21日とする。	県は、県民の日を中心として、県民の参加のもとに、県民の日にふさわしい行事を行うものとする。	県は、市町その他の団体に対し、県民の日にふさわしい行事を行うよう協力を求めるものとする。	県が設置した公の施設その他公共の用に供している施設の使用料(知事が告示で定める使用料に限る。)で県民の日を中心として知事が告示で定める日における使用に係るものについては、当該使用料に係る条例の規定にかかわらず、これを免除する。
5	鳥取県 平成10年6月26日 制定	県民が、ふるさとについての理解と関心を深めるとともに、ふるさとを愛する心を育て、もって自信と誇りの持てる鳥取県を力を合わせて築き上げることを期する日として、とっとり県民の日を設ける。	とっとり県民の日は、9月12日とする。	県は、とっとり県民の日を中心として、とっとり県民の日の趣旨にふさわしい行事を行うものとする。	県は、県民及び市町村その他の団体に対して、とっとり県民の日の趣旨にふさわしい行事を行うよう協力を求めるものとする。	とっとり県民の日には、県が設置した公の施設の使用料又は利用に係る料金で規則で定めるものについては、当該使用料又は利用に係る料金に関する条例の規定にかかわらず、これを徴収しない。9月の第2土曜日及びその翌日における当該使用料又は利用に係る料金についても、同様とする。